

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進

<現況と問題点>

再生可能エネルギーは石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在する二酸化炭素排出量の少ないエネルギーであり、本市では、平成19年2月、将来の世代に安全・安心な環境を引き継ぐための持続可能な循環型社会を実現するため、地域の特性を活かした新エネルギーの導入を目指した「郡上市新エネルギービジョン」を策定しました。また、令和3年2月には、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「脱炭素社会郡上」を宣言しました。

太陽光発電施設は、設置数も多く、一般家庭や事業所のほか、大規模発電施設など市内各所に点在しています。また、市の総面積の約9割を占める森林資源の有効活用のため、木質燃料ストーブ購入補助制度の整備や木質バイオマスボイラーの整備、地域の豊かな水資源を有効活用した小水力発電施設の整備を行ってきました。

新たな動きとしては、林地残材の有効活用を中心に、地域における森づくりを積極的に進める民間団体や、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用して森林整備を行う住民グループの活動が活発化しており、公共の温泉施設への木質ボイラー導入と併せて、森林資源のエネルギー活用を進めています。また、県が整備した小水力発電施設について、地元関係者などが維持管理に関わる取り組みや、地域関係者で団体等を組織し小水力発電事業に取り組む等の活動が進んでいますが、木質バイオマスや小水力発電については、経済性の面から普及が困難であるなどの課題もあります。

<その対策>

「脱炭素社会郡上」宣言に基づき、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。その主な取り組みとして、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入・利活用の推進、地域単位での小水力発電等の再生可能エネルギー施設の導入を進めるための支援を行っていきます。また、多面的な機能を有する森林や農用地の保全を図りながら、地域の資源を最大限に活用した木質バイオマス燃料や小水力発電などの再生可能エネルギーの活用により、新たな雇用を創出し、若者の地元定着につなげる仕組みの構築を目指します。

太陽光発電については、住宅や事業所での発電システムの導入を促進するとともに、公共施設での発電システムの導入を推進します。また、キノコ生産事業者が太陽光パネル下での農産物生産を検討しており、このような民間企業や団体による再生可能エネルギー活用に向けた取り組みも推進します。

木質バイオマスについては、間伐材等の未利用材を木質バイオマスボイラーのある公共施設等へ供給し、化石燃料の使用を削減するとともに施設管理費の経費削減を図ります。なお、森林整備で発生する間伐材を搬出することで、林内の環境が向上し、適正な管理による森林の保全につながることから、そういった環境づくりに努めます。

小水力発電については、水量のある農業用水や一定の集水面積がある谷川などの可能性がある地域等において、民間主導型による事業化を推進します。また、電力の売電益を活用した集落による農業振興や地域づくり活動など、経済・社会・環境のバランスが取れた循環型社会の形成を目指します。

(2) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の 推進	(1)再生可能エネルギー利用施設			
		庁舎等整備事業（太陽光パネル、蓄電池設備、LED照明機器整備）	郡上市	八幡
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	小水力発電支援事業	郡上市	地域主体による小水力発電事業化により、地域の特性を活かした分散型の独立電源確保、持続的な地域づくりへの効果が期待できる。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理に関する基本的な取組方針の中で、「2050年までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする『脱炭素社会郡上』の実現に向け、太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池システムの公共施設への導入、照明のLED化をはじめとする高効率設備機器等への転換などについて、経済性や施設特性も考慮しながら推進します。」としています。

公共施設の中で、市行政の中核的役割を担い、市民サービスの向上を図る上で欠くことのできない施設である「郡上市役所本庁舎及び支所」は、公共施設等総合管理計画及び公共施設適正配置計画における方針を以下のとおりとしています。

【庁舎等】

(公共施設等総合管理計画における基本方針)

○郡上市における行政の中核機能として、また、防災の拠点、地域振興の拠点として、本庁舎及び各支所は今後も継続します。特に、今後各地域のまちづくり、地域経営を考える上では、振興事務所である支所は、行政機能及び防災の拠点としての機能に加え、地域における「まちづくりのコーディネーター」として機能の充実を図ります。

(公共施設適正配置計画における個々の施設の具体的方針)

郡上市役所 本庁舎	機能	継続
	施設	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎機能は継続します。 ・施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。 ・将来的に建て替えを検討する場合は、立地する場所も含め十分な検討を行います。 ・管理運営は直営で行いますが、包括的な管理も含め、効率的な管理運営手法について検討します。 		